



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 規則

▽神戸アートビレッジセンター条例施行規則の一部を改正する規則
 [文化スポーツ局文化交流課] 2515

告 示

▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局東部建設事務所] 2522

▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局西建設事務所] 2524

▽瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧
 [環境局環境保全課] 2525

▽電線共同溝を整備すべき道路の指定（主要市道山麓線）
 [建設局道路工務課] 2527

▽令和4年第2回定例会市会で議決された令和4年度神戸市一般会計補正予算
 [行財政局財務課] 2528

▽道路法による道路の区域決定及び供用開始（市道 二ツ屋38号線ほか）
 [建設局道路管理課] 2530

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 二ツ屋第30号線ほか）
 [建設局道路管理課] 2530

公 告

▽令和3年度神戸市人事行政の運営等の状況の公表
 [行財政局人事課] 2531

▽令和4年度等級等ごとの職員数の公表
 [行財政局人事課] 2531

▽建築協定書の提出及びその縦覧（西神ニュータウン・ヴェールヴィル西神地区建築協定）
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2531

▽管理処分計画の変更（神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街地再開発事業）
 [都市局地域整備推進課] 2532

▽都市公園の設置（西郷川河口公園）
 [建設局公園部管理課] 2532

▽神戸市市民公園条例による市民の木の指定取消し（ムクノキ）
 [建設局公園部計画課] 2533

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（DCM神戸北町店）
 [経済観光局経済政策課] 2533

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ブルメール舞多間）
 [経済観光局経済政策課] 2535

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（コープリビング甲南）
 [経済観光局経済政策課] 2539

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（プリコ神戸）
 [経済観光局経済政策課] 2541

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（プリコ六甲道（中央館））
 [経済観光局経済政策課] 2544

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（住吉ターミナルビル）
 [経済観光局経済政策課] 2548

▽開発行為に関する工事の完了（垂水区高丸8丁目）
 [都市局都市計画課] 2552

交 通 局

▽神戸市交通局市バス営業所における職場環境及び組織風土改善のための調査委員会設置規程
 [交通局経営企画課] 2553

教 育 委 員 会

▽神戸市就学援助規則の一部を改正する規則
 [教育委員会事務局学校経営支援課] 2556

▽神戸市教育委員会事務局等職員懲戒審査会に関する規程を廃止する訓令
 [教育委員会事務局教職員課] 2558

規 則

神戸アートビレッジセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月14日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第38号

神戸アートビレッジセンター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸アートビレッジセンター条例施行規則（平成8年4月規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>新開地アートひろば条例施行規則</u> 則 （趣旨）	<u>神戸アートビレッジセンター条例施行規則</u> 則 （趣旨）
第1条 この規則は、 <u>新開地アートひろば条例</u> （平成8年4月条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （届出事項）	第1条 この規則は、 <u>神戸アートビレッジセンター条例</u> （平成8年4月条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （届出事項）
第2条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とす	第2条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とす

る。

(1) [略]

(2) 入場券、受講券その他の施設(条例第4条第7号の施設を除く。第3条第3号を除き、以下同じ。)の利用に必要な券類を発行する場合における当該発行枚数

(3) [略]

(行為の禁止)

第3条 条例第14条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)、(2) [略]

(3) 新開地アートひろば(以下「ひろば」という。)内の施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為をすること。

(4)、(5) [略]

(6) 前各号に掲げるもののほか、条例第5条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)がひろばの管理上支障があると認める行為

(使用時間)

第4条 ひろばの使用時間は、午前10

る。

(1) [略]

(2) 入場券、受講券その他の施設(条例第4条第8号の施設を除く。第3条第3号を除き、以下同じ。)の利用に必要な券類を発行する場合における当該発行枚数

(3) [略]

(行為の禁止)

第3条 条例第14条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸アートビレッジセンター(以下「センター」という。)内の施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為をすること。

(4)、(5) [略]

(6) 前各号に掲げるもののほか、条例第5条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)がセンターの管理上支障があると認める行為

(使用時間)

第4条 センターの使用時間は、午前

時から午後10時までとする。

- 2 指定管理者は、ひろばの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 ひろばの休館日は、次に掲げる日とする。

(1)～(3) [略]

- 2 指定管理者は、ひろばの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項(第3号を除く。)の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間におけるひろばの管理に関する業務)

2 [略]

- 3 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間におけるひろばの使用については、神戸アートビレッジセンター条例施行規則の一部を改正する規則(平成17年3月規則第50号)による改正前の神戸アートビレッジセンター条例施行規則(以下「旧規則」という。)第2条、第3条、第7条第2項、第8条第2項、第10条及び

10時から午後10時までとする。

- 2 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1)～(3) [略]

- 2 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項(第3号を除く。)の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

2 [略]

- 3 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間におけるセンターの使用については、神戸アートビレッジセンター条例施行規則の一部を改正する規則(平成17年3月規則第50号)による改正前の神戸アートビレッジセンター条例施行規則第2条、第3条、第7条第2項、第8条第2項、第10条及び第11条並びに様式第

第11条並びに様式第1号から様式第6号までの規定の例による。この場合において、旧規則第2条、第3条、第7条第2項及び第8条第2項並びに様式第1号から様式第6号までの規定中「神戸アートビレッジセンター」とあるのは、「新開地アートひろば」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1号から様式第6号までの規定の例による。

第2条第1項	センター 第4条第8号	ひろば 第4条第7号
第7条第2項	条例第11条の規定により使用料	使用料
第8条第2項	条例第12条ただし書の規定により使用料	使用料
第10条	センター	ひろば
様式第5号	市又は神戸アート	市がひろば

	ビレッジ センター 条例第21 条の規定 によりセ ンターの 全部又は 一部の管 理の委託 を受けた 公共的団 体がセン ター	
様式第6 号	第15条第 2項	第12条第 2項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(公印規則の一部改正)

- 2 神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

附則様式10を次のように改める。

附則様式10 削除

(暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部改正)

3 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則(平成28年6月規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例第7条に規定する規則で定める公の施設)	(条例第7条に規定する規則で定める公の施設)
第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。	第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。
(1)～(8) [略]	(1)～(8) [略]
(9) <u>新開地アートひろば条例</u> (平成8年4月条例第14号)第1条に規定する <u>新開地アートひろば</u>	(9) <u>神戸アートビレッジセンター</u> 条例(平成8年4月条例第14号)第1条に規定する <u>神戸アートビレッジセンター</u>
(10)～(44) [略]	(10)～(44) [略]

告 示

神戸市告示第508号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 2台	令和4年10 月4日	東灘区御影塚 町2丁目27番 20号 建設局東部建 設事務所 電話854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	J R 住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和4年10 月5日
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年10 月13日
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年10 月14日
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	J R 住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年10 月19日
	王子公園駅周辺	自転車 1台	

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	新在家駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	11台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台	
	六甲駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	撰津本山駅周辺	自転車	2台	令和4年10 月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	7台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 東灘区上河原通 1丁目1番	灘区管内	自転車	15台	令和4年10 月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	東灘区管内	自転車	24台	令和4年10 月27日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	JR住吉駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第509号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

(ア) 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(ウ) 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話992-3763	西神中央駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車1台	令和4年10月6日	西区玉津町今津字宮の西333番地の1 建設局西建設事務所 電話912-3750
	西神南駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車8台	令和4年10月25日	
	押部谷駅前自転車駐車場内長期放置	自転車2台	令和4年10月27日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車3台	令和4年10月27日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話795-4618	伊川谷駅前自転車駐車場内長期放置	自転車2台	令和4年10月13日	

神戸市告示第510号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設

の設置の許可の申請があったので、同条第4項により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月29日

神戸市長 久元喜造

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号

株式会社神戸製鋼所 代表取締役社長 山口 貢

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

神戸市灘区灘浜東町2番

株式会社 神戸製鋼所 神戸線条工場

(3) 特定施設に関する事項

ア 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1

第71の2号（イ）

科学技術に関する研究、試験、検査の業務の用に供する洗浄施設

イ 特定施設の概要

能力		通常：11m ³ /日 最大：15m ³ /日	
基数		1基	
工事着手予定年月日		令和5年2月10日	
工事完成予定年月日		令和5年2月10日	
使用開始予定年月日		令和5年2月10日	
使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間 並びに季節的変動の概要		不定期（5日/週） 最大8時間 季節的変動なし	
項目		通常	最大
汚水等 及び 汚染 状態	水素イオン濃度	6.8～8.4	5.8～8.6
	化学的酸素要求量 (mg/L)	57	159
	浮遊物質 (mg/L)	5	18
	全窒素 (mg/L)	1.1	1.4
	全リン (mg/L)	0.02	0.03
	汚水量 (m ³ /日)※	10	15

※事業場全体における排出水の汚染状態及び量は変更なし

(4) 汚水等の処理に関する事項

変更なし

(5) 排出水の汚染状況及び量

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年11月29日から令和4年12月19日
 - (2) 場所 神戸市環境局環境保全課
-

神戸市告示第511号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として令和4年11月9日付けで次のとおり指定をしたので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年11月29日

神戸市長 久元喜造

指定をした道路の部分

主要市道山麓線の区間のうち灘区山田町1丁目12番1地先から灘区山田町3丁目4番1地先までの上下線

神戸市告示第512号

令和4年第2回定例会市会で令和4年10月24日議決された令和4年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和4年11月29日

神戸市長 久 元 喜 造

令和4年度神戸市一般会計補正予算

令和4年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,012,091千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ929,211,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円 192,324,305	千円 20,012,091	千円 212,336,396
	1 負担金	162,340,979	5,704,137	168,045,116
	2 補助金	28,748,156	14,307,954	43,056,110
歳入合計		909,198,920	20,012,091	929,211,011

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 62,969,970	千円 50,000	千円 63,019,970
	2 企画費	7,854,453	50,000	7,904,453
3 市民費		16,964,845	10,000	16,974,845
	1 市民費	15,335,549	10,000	15,345,549
4 民生費		300,950,182	14,067,250	315,017,432
	1 民生総務費	29,839,056	13,325,250	43,164,306
	3 こども家庭費	106,974,460	742,000	107,716,460
5 衛生費		63,954,194	5,714,137	69,668,331
	2 公衆衛生費	45,440,247	5,704,137	51,144,384
	3 環境衛生費	1,727,220	10,000	1,737,220
13 教育費		127,095,935	170,704	127,266,639
	12 体育保健費	4,802,090	170,704	4,972,794
歳出合計		909,198,920	20,012,091	929,211,011

第2表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
大学発アーバンイノベーション神戸	令和4～5年度	千円 50,000
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	令和4～5年度	16,700

神戸市告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和4年11月30日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年12月13日まで一般の縦覧に供する。

令和4年11月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	二ツ屋38号線	神戸市西区玉津町二ツ屋字東山99番72地先から 神戸市西区櫛谷町松本字小田194番4地先まで	571.00	最大 14.00 最小 10.00
	二ツ屋39号線	神戸市西区玉津町二ツ屋字東山89番94地先から 神戸市西区玉津町水谷字青谷390番4地先まで	610.50	最大 16.20 最小 6.00

神戸市告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年11月30日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年12月13日まで一般の縦覧に供する。

令和4年11月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	二ツ屋第30号線	神戸市西区玉津町二ツ屋字角谷107番153地先から 神戸市西区櫛谷町松本字下谷234番1地先まで	新	117.80	最大 6.70 最小 5.20
			旧	96.00	最大 4.50 最小 3.20
		神戸市西区玉津町二ツ屋字東山89番92地先から 神戸市西区玉津町二ツ屋字東	新	30.60	最大 4.50 最小 4.00
			旧	30.60	最大 4.50

		山89番92地先まで			最小	2.40
櫛谷村合併第 4号線	神戸市西区櫛谷町松本字小田 190番1地先から	神戸市西区櫛谷町松本字小田 190番1地先まで	新	37.00	最大	3.50
			旧	37.00	最小	3.20
					最大	3.00
					最小	2.30

公 告

神戸市公告第256号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び神戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月条例第35号）第4条の規定に基づき、令和3年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況を別紙の通り公表します。

令和4年11月11日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第257号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3の規定に基づき、令和4年度等級等ごとの職員数を別紙の通り公表します。

令和4年11月11日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第258号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和4年11月15日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
西神ニュータウン・ヴェールヴィル西神地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区美賀多台8丁目1番1 他
- 3 縦覧期間

令和4年11月15日から同年12月13日まで

4 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告第260号

神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街地再開発事業の大橋7第2工区に係る管理処分計画の変更について都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の10において準用する同法第86条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年11月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

- 1 第二種市街地再開発事業の名称
神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称
神戸市長田区大橋町7丁目の一部
- 5 管理処分計画の認可を受けた年月日
平成30年12月21日
- 6 管理処分計画について都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第46条の2第4号に掲げる軽微な変更をした年月日
令和4年11月17日

神戸市公告第265号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年11月29日

神戸市長 久元 喜造

- 1 設置する都市公園
(1) 名称、位置及び区域

名称	位置	区 域	備考
西郷川河口公園	灘区摩耶海岸通2丁目	神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおり	

- (2) 供用開始の年月日
令和4年11月29日

神戸市公告第266号

神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条第2項の規定により、次のとおり市民の木の指定を取り消したので、同条3項の規定により公告します。

令和4年11月29日

神戸市長 久 元 喜 造

1 市民の木の指定を取り消した樹木

指定番号	所在地	樹 種
29-3	神戸市東灘区御影3丁目25番3号	ムクノキ 1本

- 2 指定の取消しの年月日
令和4年11月29日

神戸市公告第267号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年11月29日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年11月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCM神戸北町店
神戸市北区日の峰2丁目12番6号
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) DCMダイキ神戸北町店

(変更後) DCM神戸北町店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	代表取締役 野上 誠

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	代表取締役 馬場 高一

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
DCMダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢1丁目9番1号	代表取締役 小島 正之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
DCM株式会社	東京都品川区大井6丁目22番7号	代表取締役 石黒 靖規

3 変更の年月日

2(1)については、令和4年3月1日

2(2)については、令和4年4月1日

2(3)については、令和3年3月1日

4 変更する理由

2(1)については、店舗名称変更のため。

2(2)については、代表者変更のため。

2(3)については、会社分割、吸収合併による小売業者の変更のため。

5 届出年月日

令和4年8月2日

6 縦覧期間

令和4年11月29日から令和5年3月28日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第268号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年11月29日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年11月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブルメール舞多聞

神戸市垂水区舞多聞東2丁目1番45号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町2丁目1番18号	代表取締役 久保 允誉
株式会社関西スーパーマーケット	兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号	代表取締役 福谷 耕治
株式会社アルカスインターナショナル	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 内山 誠一
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋3丁目9番7号	代表取締役 大森 尚昭
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	代表取締役

		川崎 純平
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 義久
株式会社HAP i N S	東京都品川区西五反田7丁目22番17号	代表取締役 柘植 圭介
株式会社インテリックス	和歌山県和歌山市里174番地の1	代表取締役 木村 明人
株式会社ドットコム	大阪府中央区安土町3丁目5-6 ナカヒロビル6階	代表取締役 浅井 武史
株式会社チュチュアンナ	大阪府阿倍野区天王寺町北2丁目3番1号	代表取締役 上田 利昭
株式会社K u r o k a w a	兵庫県高砂市米田町古新340番地の1	代表取締役 黒川 芳秋
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜3丁目17番6号	代表取締役 塚本 厚志
株式会社平成観光	神戸市須磨区東落合3丁目15番25号	代表取締役 加藤 泰雄
株式会社しまむら	さいたま市北区宮原町2丁目19番4号	代表取締役 北島 常好
株式会社オンデーズ	東京都品川区東品川2丁目2番8号 スフィアタワー天王洲27階	代表取締役 田中 修治
株式会社アップドラフト	大阪府中央区東高麗橋2番31号 大阪洋服会館ビル内	代表取締役 入交 孝
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 城戸 一弥
株式会社アバンティブックセンター	大阪府西成区花園南1丁目3番22号	代表取締役 佐薙 大輔
株式会社ドリーム	香川県高松市塩屋町14番地5	代表取締役 小野 兼資
株式会社ケーズストーリー	神戸市垂水区神陵台3-2明舞北センタービル1号棟8号店舗	代表取締役 小山 良伸
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号	代表取締役 石田 卓巳
アクサス株式会社	徳島県徳島市山城西4丁目2番地	代表取締役 久岡 卓司

株式会社赤ちゃん本舗	大阪市中央区南本町3丁目3番21号	代表取締役 佐藤 好潔
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山717番地1	代表取締役 柚木 治
株式会社アクト	大阪市西成区梅南1丁目7番31号	代表取締役 武藤 右展
有限会社ワンラブ	名古屋市中区錦3丁目10番29号	代表取締役 小林 励

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町2丁目1番18号	代表取締役 久保 允誉
株式会社関西スーパーマーケット	兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号	代表取締役 福谷 耕治
株式会社アルカスインターナショナル	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 内山 誠一
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋3丁目9番7号	代表取締役 大森 尚昭
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	代表取締役 藤原 祐介
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 英介
REXT Holdings 株式会社	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 塩田 徹
株式会社インテリックス	和歌山市里174番地の1	代表取締役 木村 明人
株式会社ニッケ・マーキュリー	大阪市中央区安土町3丁目5番6号ナカヒロビル6階	代表取締役 浅井 武史
株式会社チュチュアンナ	大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目3番1号	代表取締役 上田 崇敦
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜3丁目17番6号	代表取締役 塚本 厚志
株式会社平成観光	神戸市須磨区東落合3丁目15番25号	代表取締役 加藤 泰雄

株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号	代表取締役 鈴木 誠
株式会社オンデーズ	東京都品川区東品川2丁目2番8号スフィアタワー天王洲27階	代表取締役 田中 修治
株式会社アップドラフト	大阪市中央区東高麗橋2番31号大阪洋服会館ビル内	代表取締役 入交 孝
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 城戸 一弥
株式会社ブックファースト	大阪市北区柴田2丁目1番18号	代表取締役 庄司 和人
株式会社ドリーム	香川県高松市塩屋町14番地5	代表取締役 小野 兼資
株式会社ケースストーリー	神戸市垂水区神陵台3-2明舞北センタービル1号棟8号店舗	代表取締役 小山 良伸
株式会社ハートボックス	奈良市富雄元町1-8-19	代表取締役 朝 秀徳
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号	代表取締役 石田 卓巳
アクサス株式会社	徳島県徳島市山城西4丁目2番地	代表取締役 久岡 卓司
株式会社赤ちゃん本舗	大阪市中央区南本町3丁目3番21号	代表取締役 味志 謙司
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柚木 治
コーリュウ株式会社	神戸市長田区細田町4丁目1番20号	代表取締役 呉 暁謙
有限会社ワンラブ	名古屋市中区錦3丁目10番29号	代表取締役 小林 励
マサニ電気株式会社	神戸市中央区元町通1丁目10番2号	代表取締役 富士元 克敏
株式会社DECOR	大阪市中央区南船場4丁目11番7号	代表取締役 小山 卓海

- 3 変更の年月日及び変更する理由
令和4年6月1日 退店等のため。
- 4 届出年月日
令和4年9月2日
- 5 縦覧期間

令和4年11月29日から令和5年3月28日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第269号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年11月29日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年11月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープリビング甲南

神戸市東灘区甲南町2丁目1番20号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	組合長理事 本田 英一

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	組合長理事 岩山 利久

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	組合長理事 本田 英一
株式会社マーク産業	大阪府八尾市久宝寺町6丁目7番19号	代表取締役 小山 勝巳
株式会社三城	東京都中央区銀座2丁目7番17号	代表取締役 多根 裕詞
有限会社シロサキ	大阪市生野区巽中4丁目12番14号203	代表取締役 城崎 和夫
リフォームスタジオ株式会社	東京都中央区日本橋浜町2丁目62番6号	代表取締役 豆鞆 亮二
コーナンファース株式会社	神戸市兵庫区大開通2丁目3番22号	代表取締役 小林 豊弘

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	組合長理事 岩山 利久
ペッツバリュー株式会社	兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号	代表取締役 高橋 一彦
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	代表取締役 澤田 将広
リフォームスタジオ株式会社	千葉県千葉市美浜区高洲3丁目21番1号	代表取締役 牧 和男
株式会社コーナンファース	神戸市東灘区岡本1丁目3番20号	代表取締役 小林 豊弘
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号	代表取締役 金谷 隆平
他 1名		

3 変更の年月日

2(1)については、令和3年6月16日

2(2)については、令和4年5月20日

4 変更する理由

2(1)については、設置者の代表者変更のため。

2(2)については、新規入店等のため。

5 届出年月日

令和4年9月21日

6 縦覧期間

令和4年11月29日から令和5年3月28日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第270号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年11月29日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年11月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プリコ神戸

神戸市中央区相生町3丁目1番1号 他

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社ヴィ・ド・フランス	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	代表取締役 伊達 宏和
株式会社千惣	大阪市住吉区苅田7丁目11番19号	代表取締役 渡邊 将一
株式会社成城石井	横浜市西区北幸2丁目9番30号	代表取締役 原 昭彦

株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東9番地1	代表取締役 大田 貴雄
株式会社大垣書店	京都市北区小山上總町14番地	代表取締役 大垣 守弘
有限会社Leaf	奈良県奈良市神功5丁目2番26号	代表取締役 岡村 晃彦
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋4丁目26番3号	代表取締役 松崎 暁
ブルーブルーエジヤパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目13番3号	代表取締役 神山 邦雄
株式会社楠公堂薬局	神戸市中央区相生町2丁目3番11号	代表取締役 植野 光信
モロゾフ株式会社	神戸市東灘区御影本町6丁目11番19号	代表取締役 山口 信二
株式会社カーリーナステラ	神戸市中央区元町通5丁目6番4号	代表取締役 庄村 憲近
ゴンチャロフ製菓株式会社	神戸市灘区船寺通4丁目2番8号	代表取締役 光葉 正博
株式会社文明堂神戸店	神戸市兵庫区福原町3番2号	代表取締役 片山 信勝
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布2丁目7番1号	代表取締役 吉田 嘉明
株式会社ジオン商事	大阪市西区靱本町1丁目12番4号	代表取締役 川端 康資
株式会社パーク・コーポレーション	東京都港区南青山5丁目1番2号	代表取締役 井上 英明
株式会社千鳥屋宗家	兵庫県尼崎市塚口町3丁目26番地の4	代表取締役 原田 太七郎
株式会社ジンス	群馬県前橋市川原町2丁目26番地4	代表取締役 田中 仁
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 立花 隆央
株式会社グレートブリテン	東京都北区神谷2丁目25番4号	代表取締役 徳永 世界
株式会社Dion	神戸市中央区中山手通1丁目25番3号	代表取締役 山上 奈美
エレコム株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町4丁目1番1号	代表取締役 葉田 順治

株式会社ジェイアール西日本デ ィーサービスネット	兵庫県尼崎市潮江1丁目2番12号	代表取締役 二階堂 暢俊
株式会社淡路屋	神戸市東灘区魚崎南町3丁目6番 18号	代表取締役 寺本 督

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社ヴィ・ド・フランス	東京都千代田区岩本町3丁目10番 1号	代表取締役 伊達 宏和
株式会社千惣	大阪市住吉区苅田7丁目11番19号	代表取締役 渡邊 将一
株式会社成城石井	横浜市西区北幸2丁目9番30号	代表取締役 原 昭彦
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東9番地1	代表取締役 松本 貴志
株式会社大垣書店	京都市北区小山上總町14番地	代表取締役 大垣 守弘
有限会社Leaf	奈良県奈良市神功5丁目2番26号	代表取締役 岡村 仁美
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋4丁目26番3 号	代表取締役 堂前 宣夫
ブルーブルーエジヤパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目13番3 号	代表取締役 神山 邦雄
株式会社楠公堂薬局	神戸市中央区相生町2丁目3番11 号	代表取締役 植野 光信
モロゾフ株式会社	神戸市東灘区御影本町6丁目11番 19号	代表取締役 山口 信二
株式会社カーリーナステラ	神戸市中央区元町通5丁目6番4 号	代表取締役 庄村 憲近
ゴンチャロフ製菓株式会社	神戸市灘区船寺通4丁目2番8号	代表取締役 光葉 正博
株式会社文明堂神戸店	神戸市兵庫区福原町3番2号	代表取締役 片山 智絵
株式会社ジオン商事	大阪市西区靱本町1丁目12番4号	代表取締役 川端 康資
株式会社パーク・コーポレーシ ョ ン	東京都港区南青山5丁目1番2号	代表取締役 井上 英明

株式会社千鳥屋宗家	兵庫県尼崎市塚口町3丁目26番地の4	代表取締役 原田 太七郎
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 立花 隆央
株式会社おぎそ	岐阜県土岐市駄知町1468	代表取締役 小木曾 剛史
株式会社Dion	神戸市中央区中山手通1丁目25番3号	代表取締役 山上 奈美
エレコム株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町4丁目1番1号	代表取締役 葉田 順治
株式会社ジェイアール西日本デイリースービスネット	兵庫県尼崎市潮江1丁目2番12号	代表取締役 中西 豊
株式会社淡路屋	神戸市東灘区魚崎南町3丁目6番18号	代表取締役 寺本 督

3 変更の年月日及び変更する理由

令和4年8月31日 退店等のため。

4 届出年月日

令和4年10月7日

5 縦覧期間

令和4年11月29日から令和5年3月28日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第271号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年11月29日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年11月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プリコ六甲道（中央館）

神戸市灘区永手町4丁目1番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社三杉屋	神戸市東灘区深江浜町164	代表取締役 杉本 光晴
株式会社千惣	大阪市住吉区苅田7-3-10	代表取締役 渡邊 将一
株式会社新生堂	神戸市東灘区住吉南町4丁目1-22	代表取締役 江田 善一
株式会社コクミン	大阪市住之江区粉浜西1丁目12番48号	代表取締役 絹巻 秀展
株式会社ボディワーク	東京都港区赤坂1-1-14	代表取締役 清水 秀文
株式会社パレモ	名古屋市市中村区名駅5-27-13	代表取締役 吉田 馨
株式会社水野商店	神戸市東灘区深江浜町36-2	代表取締役 水野 和哉
株式会社神戸風月堂	神戸市中央区元町通3-3-10	代表取締役 下村 明久
有限会社モリナカ	神戸市灘区日尾町3-1-26	代表取締役 森中 広文
株式会社新保哲也アトリエ	神戸市中央区磯上通7-1-5	代表取締役 新保 哲也
株式会社文明堂神戸店	神戸市兵庫区福原町3番2号	代表取締役 片山 信勝
株式会社亀井堂総本店	神戸市中央区元町通6丁目3番17号	代表取締役 松井 佐一郎
株式会社DionDion	神戸市中央区北長狭通2-6-2	代表取締役 山上 奈美
ゴンチャロフ製菓株式会社	神戸市灘区船寺通4丁目2番8号	代表取締役 光葉 正博
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1丁目11番20号	代表取締役

		前内 禮宏
株式会社システムジュウヨン	大阪市北区天神橋3-7-9	代表取締役 寺崎 公彦
ブルーブルーエジパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6-13-3	代表取締役 神山 邦雄
株式会社グッドウェーブ	東京都渋谷区渋谷3-27-11祐真ビル3階	代表取締役 馬場 大介
株式会社キャン	東京都中央区銀座4-12-15	代表取締役 阿部 和則
株式会社ファッションクロス	東京都港区北青山3丁目5-10	代表取締役 林 知彦
ジュピターコーヒー株式会社	東京都文京区本駒込4-41-4	代表取締役 内林 久雄
ポートスタイル株式会社	神戸市中央区江戸町100番地	代表取締役 水木 秀行
株式会社タニムラ	神戸市垂水区舞子台2丁目5番38号ガーデンスクエア舞子	代表取締役 谷村 俊弥
株式会社ベル	神戸市長田区大橋町1-2-11	代表取締役 高山 雅晴
京都加工蔬菜株式会社	京都市下京区朱雀宝蔵町69番地	代表取締役 佐東 宗孝

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社三杉屋	神戸市東灘区深江浜町164	代表取締役 杉本 光晴
株式会社千惣	大阪市住吉区荻田7丁目11番19号	代表取締役 渡邊 将一
株式会社新生堂	神戸市東灘区住吉南町4丁目1-22	代表取締役 江田 善一
株式会社コクミン	大阪市住之江区粉浜西1丁目12番48号	代表取締役 絹巻 秀展
株式会社ボディワーク	東京都港区赤坂1-1-14	代表取締役 清水 秀文
株式会社パレモ	名古屋市守山区名駅5-27-13	代表取締役 香西 雅弘
株式会社水野商店	神戸市東灘区深江浜町36-2	代表取締役

		水野 和哉
株式会社神戸風月堂	神戸市中央区元町通3-3-10	代表取締役 下村 明久
株式会社GA	芦屋市大原町12番1-102号	代表取締役 福原 悟史
株式会社文明堂神戸店	神戸市兵庫区福原町3番2号	代表取締役 片山 智絵
株式会社亀井堂総本店	神戸市中央区元町通6丁目3番17号	代表取締役 松井 佐一郎
株式会社Dion	神戸市中央区中山手通1-25-3	代表取締役 山上 奈美
ゴンチャロフ製菓株式会社	神戸市灘区船寺通4丁目2番8号	代表取締役 光葉 正博
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1丁目12番14号	代表取締役 前内 芳文
株式会社システムジュウヨン	大阪市北区天神橋3-7-9	代表取締役 寺崎 公彦
ブルーブルーエジヤパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6-13-3	代表取締役 神山 邦雄
株式会社グッドウェーブ	東京都渋谷区渋谷3-27-11祐真ビル3階	代表取締役 馬場 大介
株式会社キャン	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 阿部 和則
株式会社ファッションクロス	東京都港区北青山3丁目5-10	代表取締役 西川 信一
ジュピターコーヒー株式会社	東京都文京区本駒込4-41-4	代表取締役 内林 久雄
ポートスタイル株式会社	神戸市中央区北長狭通3-1-15	代表取締役 水木 秀行
株式会社タニムラ	神戸市垂水区舞子台2丁目5番38号ガーデンスクエア舞子	代表取締役 谷村 俊弥
株式会社ベル	神戸市長田区大橋町1-2-11	代表取締役 高山 雅晴
株式会社市井屋	神戸市灘区弓木町3-1-145号	代表取締役 村田 拓

- 3 変更の年月日及び変更する理由
令和4年7月31日 退店等のため。
- 4 届出年月日

令和4年10月7日

5 縦覧期間

令和4年11月29日から令和5年3月28日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第272号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年11月29日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年11月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

住吉ターミナルビル

神戸市東灘区住吉本町1丁目2番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	理事長 山口 一史
株式会社神港フラワーセンター	神戸市中央区下山手通3丁目1番19号	代表取締役 二谷 潔
株式会社神戸風月堂	神戸市中央区元町通3丁目3番10号	代表取締役 下村 明久
株式会社本高砂屋	神戸市東灘区向洋町西5丁目1番	代表取締役 杉田 肇

株式会社文明堂神戸店	神戸市兵庫区福原町3番2号	代表取締役 片山 信勝
モロゾフ株式会社	神戸市東灘区御影本町6丁目11番19号	代表取締役 山口 信二
株式会社ママンユキリテールサービス	芦屋市公光町2-3	代表取締役 田中 健博
株式会社シンケールス	神戸市中央区小野柄通6丁目1番9号	代表取締役 檜山 誠昭
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1丁目11番20号	代表取締役 前内 禧宏
株式会社スタイルフォース	神戸市中央区港島中町6丁目8番1号	代表取締役 渡邊 智則
株式会社キャン	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 立花 隆央
セキミキ・グループ株式会社	福岡市中央区大手門1丁目8番10号	代表取締役 関 亮一
株式会社クロシェ	神戸市中央区元町通5丁目8-15	代表取締役 沼部 健
株式会社エフタイム	東京都新宿区左門町6-3	代表取締役 貫井 哲夫
株式会社新生堂	神戸市東灘区住吉南町4丁目1-22	代表取締役 江田 善一
株式会社アシスト	大阪府箕面市船場西2-2-7	代表取締役 角樋 幹弘
株式会社ハウスオブローゼ	東京都港区赤坂2-21-7	代表取締役 池田 達彦
HOYA株式会社	東京都新宿区西新宿6-10-1	代表取締役 鈴木 洋
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿2-21-1	代表取締役 城戸 一弥
株式会社バリュープランニング	神戸市中央区坂口通7丁目2-17	代表取締役 井元 憲生
株式会社松葉	大阪市西区北堀江2-16-18	代表取締役 松葉 将登
株式会社イシガミ	大阪市中央区南本町1丁目5番9号	代表取締役 石神 康治
株式会社丸善ジュンク堂書店	東京都新宿区四谷三栄町11-24	代表取締役 中川 清貴

株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂1丁目12番1号渋谷マークシティウエスト19階	代表取締役 野口 実
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 青木 彰宏
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地の1	代表取締役 柳井 正

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	理事長 馬場 一郎
株式会社神港フラワーセンター	神戸市中央区下山手通3丁目1番19号	代表取締役 二谷 潔
株式会社神戸風月堂	神戸市中央区元町通3丁目3番10号	代表取締役 下村 明久
株式会社本高砂屋	神戸市東灘区向洋町西5丁目1番	代表取締役 杉田 肇
株式会社文明堂神戸店	神戸市兵庫区福原町3番2号	代表取締役 片山 智絵
モロゾフ株式会社	神戸市東灘区御影本町6丁目11番19号	代表取締役 山口 信二
株式会社maman yuki リテールサービス	芦屋市公光町2-3	代表取締役 田中 健博
株式会社シンケールス	神戸市中央区小野柄通6丁目1番9号	代表取締役 檜山 誠昭
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1丁目12番14号	代表取締役 前内 芳文
株式会社スタイルフォース	神戸市中央区港島中町6丁目8番1号	代表取締役 飯高 宏
株式会社L'Appartment Kobe	神戸市東灘区御影塚町2丁目3番12-102号	代表取締役 濱本 亮平
株式会社キャン	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 阿部 和則
セキミキ・グループ株式会社	福岡市中央区大手門1丁目8番10号	代表取締役 関 亮一
株式会社クロシェ	神戸市中央区元町通5丁目8-15	代表取締役 沼部 健

株式会社エフタイム	東京都新宿区左門町6-3	代表取締役 貫井 哲夫
株式会社新生堂	神戸市東灘区住吉南町4丁目1-22	代表取締役 江田 善一
株式会社アシスト	大阪府箕面市船場西2-2-7	代表取締役 角樋 幹弘
株式会社ハウスオブローゼ	東京都港区赤坂2-21-7	代表取締役 池田 達彦
HOYA株式会社	東京都新宿区西新宿6-10-1	代表取締役 池田 英一郎
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿2-21-1	代表取締役 城戸 一弥
株式会社バリュープランニング	神戸市中央区坂口通7丁目2-17	代表取締役 井元 憲生
株式会社松葉	大阪市西区北堀江2-16-18	代表取締役 松葉 将登
株式会社イシガミ	大阪市中央区南本町1丁目5番9号	代表取締役 石神 康治
株式会社丸善ジュンク堂書店	東京都中央区日本橋2丁目3番10号	代表取締役 中川 清貴
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 東 英和
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地の1	代表取締役 柳井 正

3 変更の年月日及び変更する理由

令和4年6月29日 代表者変更等のため。

4 届出年月日

令和4年10月7日

5 縦覧期間

令和4年11月29日から令和5年3月28日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第273号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年11月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区高丸8丁目2243番286、2243番210
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県明石市大久保町大窪497番地1
関西住宅販売株式会社
代表取締役 横野 修三
- 3 許可番号
令和3年7月28日 第7124号
(変更許可 令和4年10月25日 第1498号)

交 通 局

○神戸市交通局市バス営業所における職場環境及び組織風土改善のための
調査委員会設置規程

令和4年11月14日

交規程第11号

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条第2項の規定に基づき、神戸市交通局自動車部営業所(神戸市交通局が自ら運営するものに限る。)における職場環境及び組織風土改善のための調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、交通事業管理者(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、各営業所内における職場環境及び組織風土の改善に向けた調査を実施する。

2 委員会は、前項の規定による調査により判明した事実及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、管理者に提出するものとする。

3 職員は、委員会から第1項の調査並びに第2項の規定による報告書の作成に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律に関する専門的知識を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

4 前条の調査を補助させるために必要があるときは、委員会に調査補助員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規程が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(解嘱)

第5条 管理者は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解嘱することができる。

- (1) 第2条第1項及び第2項に掲げる職務を怠ったとき。
- (2) 第3条第2項の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 委嘱条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員たるに適しない非行があったとき。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会の会議は、これを公開しない。ただし、委員の発議により、委員

及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、交通局経営企画課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規程は、次に掲げる日のうちのいずれか早い日限り、その効力を失う。

(1) この設置規程の施行の日から起算して2年を経過する日

(2) 委員会が第2条の規定に基づく調査審議を終了した日

教育委員会

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月16日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第7号

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則

神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（援助費）</p> <p>第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者が受けることのできる就学援助の費目は、別表2の項、5の項、8の項、9の項、<u>11の項及び13の項</u>とする。</p> <p>2、3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（援助費の支給及び委任）</p> <p>第7条 教育長は、被認定者に対し前条に規定する認定期間に応じて第3条に規定する援助費を支給す</p>	<p style="text-align: center;">（援助費）</p> <p>第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者が受けることのできる就学援助の費目は、別表2の項、5の項、8の項、9の項<u>及び11の項</u>とする。</p> <p>2、3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（援助費の支給及び委任）</p> <p>第7条 教育長は、被認定者に対し前条に規定する認定期間に応じて第3条に規定する援助費を支給す</p>

るものとする。なお、被認定者は別表1の項から9の項まで、12の項及び13の項の項目についての援助費の請求、受領及び執行を、当該被認定者の児童又は生徒が在学する学校の学校長に委任することができる。

2～4 [略]

別表(第3条関係)

項	項目	定義
[略]	[略]	[略]
12	[略]	[略]
13	卒業アルバム代等	児童(第6学年の者に限る。)又は生徒(第3学年の者に限る。)全員が購入することとなる学校が指定する卒業アルバム等の購入費

るものとする。なお、被認定者は別表1の項から9の項まで及び12の項の項目についての援助費の請求、受領及び執行を、当該被認定者の児童又は生徒が在学する学校の学校長に委任することができる。

2～4 [略]

別表(第3条関係)

項	項目	定義
[略]	[略]	[略]
12	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の神戸市就学援助規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

神戸市教育委員会事務局等職員懲戒審査会に関する規程を廃止する訓令を次のように制定する。

令和4年11月16日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会教育長訓令甲第2号

神戸市教育委員会事務局等職員懲戒審査会に関する規程を廃止する訓令
神戸市教育委員会事務局等職員懲戒審査会に関する規程（昭和54年3月教育長
訓令甲第4号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

